I. はじめに

<都市計画道路整備プログラム策定の背景>

持続可能な都市づくりへの対応や防災・減災対策の重要性など、都市計画道路を取り巻く社会経済情勢は変化しています。こうした中、本市も将来のまちづくりを進めるため、平成28年1月に周辺都市の見直しも踏まえて都市計画道路の役割を再検証する「都市計画道路見直し」を実施しました。

この見直しにおいて存続することとなった未着手の都市計画道路は、その8割以上が50年以上前に都市計画決定されたものであり、都市の円滑な移動を確保する交通機能の強化、災害時に備えた都市防災機能の強化及びまちの魅力向上に資する道路環境づくり等に向け、着実に整備を進めることが求められます。しかし、限りある財源のもと、全てを整備するにはさらに多くの時間を要することとなります。

また、事業着手時期が未定の状況では、都市計画道路の予定地内の計画的な土地活用を行いにくい 要因となることや、都市計画法による建築制限、整備に伴う移転などにより、将来の生活設計が立て づらいといったことが問題となります。

そこで、社会情勢の変化を的確に捉えつつ、市民の理解を得ながら事業の「選択と集中」によって 都市計画道路事業をより効果的、効率的に推進するため、未着手の都市計画道路について優先整備の 考え方や事業着手時期を示した「堺市都市計画道路整備プログラム」を策定します。

<都市計画道路整備プログラム策定の目的>

- 〇優先整備の考え方を示すことにより事業の透明性を確保し、整備に対する市民・利用者の理解度 を高めます
- ○限りある財源のもと、事業の「選択と集中」を行い、重点的に優先度の高い路線を整備します
- ○事業着手時期を示すことにより、関係権利者の計画的な土地利用が可能となります